

## 津山市教育委員会 発掘作業員登録要項

業 務 内 容	津山市教育委員会の指示に従って行う遺跡の発掘作業
勤 務 場 所	津山市内全域
登録予定者数	30名程度
登録有効期間	<p><b>平成29年4月1日～平成30年3月31日</b></p> <p>作業の従事は発掘調査が発生した期間のみに限られます。発掘調査は不定期ですから、<u>登録有効期間内に採用のない場合や、数日間の短期就労の場合</u>もあります。</p> <p>雇用にあたっては、調査地等の諸条件により登録者の中から雇用します。登録有効期間は平成30年3月31日までで、自動的な継続更新はありません。次回募集時には新たに登録が必要です。</p>
応 募 資 格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人。</li> <li>・健康で、スコップ・ツルハシなどを使う屋外作業に対応でき、身体面の自己管理のできる人。</li> <li>・自力で調査地へ通勤することができる人。</li> </ul>
賃 金	<p>日額 8,300円(平成28年度実績)平成29年度の単価は改めて決定します。</p> <p>手当等の支給はありません。</p> <p>支払いは、原則月末締め、翌月15日振込払いとします。</p>
勤 務 日	<p>原則として月曜日から金曜日 8時30分～17時15分</p> <p>都合で作業を行わない日があります。また、月あたりの勤務日数は13日が上限となります。</p>
保 険 等	労災保険適用(健康保険,厚生年金保険,雇用保険の適用はありません)
応 募 方 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出する書類:津山弥生の里文化財センターもしくは津山市教育委員会文化課(東庁舎3階)に備え付けの登録申込書(写真付)に必要な事項を記入のうえ、津山弥生の里文化財センターへ提出してください。 (市ホームページからもダウンロード可)</li> <li>・申込受付期間 <b>平成29年3月17日(金)から平成29年3月30日(木)まで</b> (郵送の場合は3月30日17時15分必着)</li> <li>・申込受付時間帯 8時30分から17時15分まで (津山弥生の里文化財センターは<u>土、日も可</u>)</li> </ul>
選 考 方 法	書類選考
問 い 合 わ せ 先	津山弥生の里文化財センター 電話(0868)24-8413(直通) 〒708-0824 津山市沼600-1